

「高知県における日本語教育の推進に関する基本的な方針」(R4年3月策定)の概要

資料3-1

基本的な方針の概要

※本資料では説明の都合上、日本国籍の県民を「県民」、外国籍の県民を「外国人」と表記しています。

1 背景・趣旨

- 全国的な在留外国人の増加、技能実習生の増加、「特定技能」制度の創設
- 日本語教育推進法の成立**(R元年6月)、**基本方針の策定**(R2年6月)
 - 県は、日本語教育施策実施の責務や基本的な方針策定の努力義務
- 「高知県外国人材確保・活躍戦略」の策定**(R3年3月)
 - 人材確保に向けた地域間競争が激しくなる中、外国人に選ばれる、働きやすい・暮らしやすい環境整備に向けた取組が課題

県としての対応

日本語教育の推進に関する基本的な方針を策定し、
県民と外国人との**共生に向けた施策を実施**

2 基本的な方針の期間

- 令和4年度から7年度まで**(国の基本方針がR7年度中に改訂されるため)

3 日本語教育の推進によって目指す姿

日本語教育推進法の目的(第1条)

- 多様な文化を尊重した活力ある共生社会の実現
- 諸外国との交流促進、友好関係の維持発展に寄与

県の目指す姿

日本語教育を通じて、
**県民と外国人との交流や相互理解が進み、
地域の仲間として共に働き共に暮らす高知県
～みんなであつこう、グローバル高知家～**

目指す姿を実現するため、**3つの施策の柱を掲げ、取組を展開**(別紙参照)

4 各関係機関に期待される役割と連携

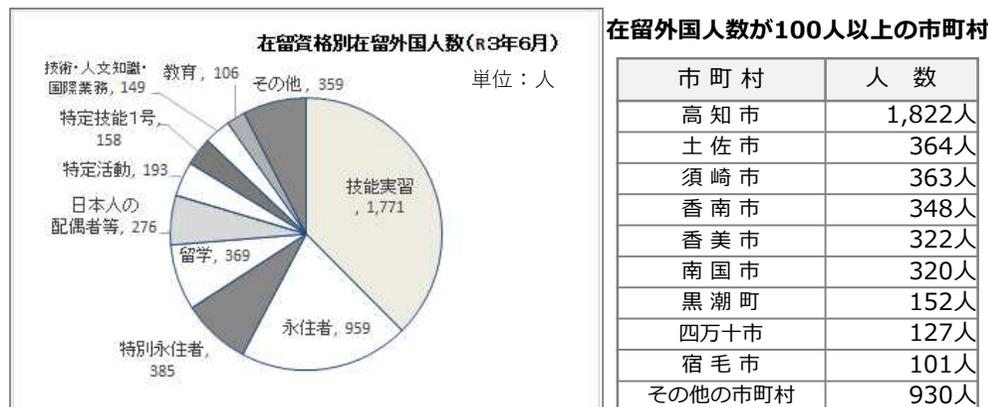
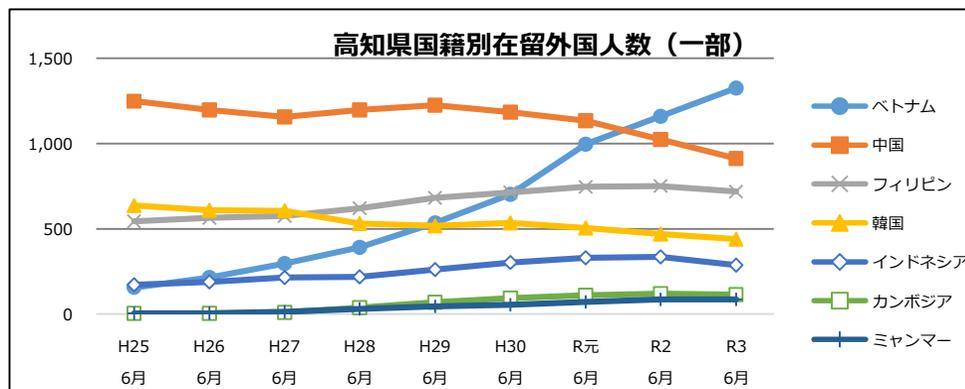
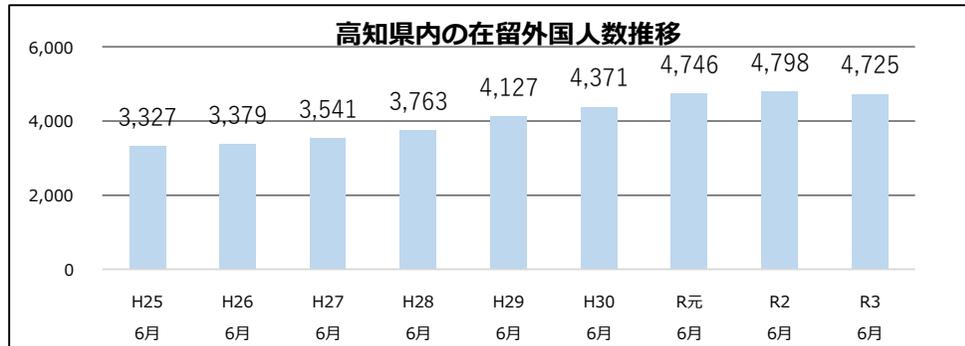
- 高知県 → 全県的な視野から取組の推進、各主体への支援や連携強化
- 市町村 → 最も身近な基礎自治体として、地域の日本語教育体制を整備
- 事業主 → 雇用する外国人労働者への学習機会の提供や学習支援
このほか、県は各種学校・外国人支援団体等との連携

5 今後の予定

- 関係機関等で構成する高知県日本語教育推進会議において、計画の進捗管理

県内における外国人の状況

法務省統計局「在留外国人統計」より



在留外国人人数が100人以上の市町村

市町村	人数
高知市	1,822人
土佐市	364人
須崎市	363人
香南市	348人
香美市	322人
南国市	320人
黒潮町	152人
四万十市	127人
宿毛市	101人
その他の市町村	930人

3つの施策を相互に連携・関連させて取り組み、日本語教育の推進による県民と外国人の共生社会を目指します。

県内における全ての外国人が必要な日本語教育を受けられる環境づくり

教育・就労・生活など
様々な場面での外国人

[教育] 幼児、児童、生徒等



公立学校における受け入れ体制の
充実と、適切な教育機会の確保

[教育・就労] 留学生等



ビジネス日本語の習得と、県内
就職につながるしくみづくり

[就労] 被用者(労働者)



コミュニケーションの促進に
よる、働きやすい職場づくり

[生活] 地域の生活者



生活に必要な日本語の学習機会と、
地域住民との交流の場づくり

柱1 日本語教育の機会の拡充

目指す姿

日本語教育を通じて、
県民と外国人との交流や相互理解が進み、
地域の仲間として共に働き共に暮らす高知県
～みんなでつくろう、グローバル高知家～

相互理解・交流
コミュニケーション

日本語教育の実施

日本語教育の推進は、
「環境づくり」
「意識づくり」
「人づくり」が大事！



柱2 日本語教育に関する理解と関心の増進等

県民



日本語教育理解への啓発と、
やさしい日本語の普及

事業主



職場でのコミュニケーション
促進を支援

共生社会につながる県民の意識づくり

柱3 日本語教育に従事する者の能力及び資質の向上

日本語教育に従事する
教員・ボランティア



情報提供やスキルアップ支援

自治体職員



日本語教育の推進に向けた
情報共有

日本語教育を支える人づくり

相互協力
情報共有

柱1 日本語教育の機会の拡充

【県内における全ての外国人が必要な日本語教育を受けられる環境づくり】

1.外国人等である幼児、児童、生徒等に対する日本語教育

- ①公立学校における受入体制の整備（教育委員会）
 - ・国の配置基準に沿った加配教員の配置、国に対する加配の要望
- ②日本語指導教員等の資質能力の向上（教育委員会）
 - ・国等が行う研修等の活用、セミナーの実施
- ③就学機会の確保（教育委員会）
 - ・市町村等による就学状況の把握や情報提供の促進
- ④将来を見通したキャリア教育等の実施（教育委員会）
 - ・キャリア教育、進路指導の充実
- ⑤国際理解・国際親善教育の環境づくり（教育委員会、文化生活スポーツ部）
 - ・異文化等理解の推進
- ⑥夜間中学の活用（教育委員会）
 - ・公立中学校夜間学級の教育活動の充実



2.外国人留学生等に対する日本語教育

- ①大学留学生に対する日本語教育等（商工労働部、文化生活スポーツ部）
 - ・企業ニーズの把握、企業と留学生の相互理解の機会創出
- ②専修学校留学生に対する日本語教育等（商工労働部、文化生活スポーツ部）
 - ・企業ニーズの把握、企業と留学生の相互理解の機会創出

3.外国人等である被用者等に対する日本語教育

- ①職場内でのコミュニケーション促進（商工労働部）
 - ・企業向けの研修会実施や啓発
- ②職業訓練としての専門的な日本語習得（農業振興部、林業振興・環境部、水産振興部）
 - ・個別業種ごとの支援の検討・実施
- ③看護・介護人材への日本語教育（健康政策部、子ども・福祉政策部）
 - ・受入施設が行う日本語学習支援への助成

4.地域における日本語教育

- ①地域における日本語教育の推進体制づくり（文化生活スポーツ部）
 - ・日本語教育総括コーディネーターの配置、総合調整会議の実施
- ②地域日本語教室の開設、空白地域への対応（文化生活スポーツ部）
 - ・実態調査の実施、地域日本語教室開設・運営支援
- ③先進的な取組への支援（文化生活スポーツ部）
 - ・先進的な取組への助成
- ④地域の日本語教育を担う人材の育成（文化生活スポーツ部）
 - ・ボランティア向け研修の実施や研修支援



柱2 日本語教育に関する理解と関心の増進等

【共生社会につながる県民の意識づくり】

- ①県民の日本語教育への理解と関心の増進（文化生活スポーツ部）
 - ・広報等による啓発、やさしい日本語の普及
- ②日本語教育コンテンツの情報提供（文化生活スポーツ部）
 - ・ホームページやSNS等を活用した情報提供
- ③企業等への啓発（商工労働部）
 - ・企業向けの研修会実施【再掲】



柱3 日本語教育に従事する者の能力及び資質の向上

【県内の日本語教育の推進を支える人づくり】

- ①日本語教育を担う人材の育成（教育委員会、文化生活スポーツ部）
 - ・ボランティア向け研修の実施や研修支援【再掲】
 - ・教職員を対象とした国等が行う研修等の活用、セミナーの実施【再掲】
- ②地方公共団体の日本語教育担当者の育成（文化生活スポーツ部）
 - ・総合調整会議による市町村担当者との情報共有